民生福祉常任委員会記録

平成２９年5月１９日

【開催日】　平成２９年５月１９日

【開催場所】　第１委員会室

【開会・散会時間】　午前１０時～午後１１時３５分

【出席委員】

委　員　長	下　瀬　俊　夫	副　委　員　長	矢　田　松　夫
委　　　員	石　田　清　廉	委　　　員	小　野　　泰
委　　　員	三　浦　英　統	委　　　員	吉　永　美　子

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

議会事務局長	中　村　　聡	議会事務局主査兼庶務調査係長	島　津　克　則

【付議事項】

１　議案第３０号　山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の制定について（生活）

午前１０時　　開会

下瀬俊夫委員長　おはようございます。ただいまから民生福祉常任委員会を開会します。今日は小野議員が病気のために欠席です。それでは前回、執行に投げ掛けた検討事項について回答が出されたということで、前回の委員会の議論を中心にして、整理をしてもらいました。第１条の目的です。目的の中に空き家の利活用を入れることについては、執行側の答弁としても、記載しても問題はないということで確認をいただきました。第２条の特定空家と管理不適切空家等の言葉の問題、解釈の問題です。この問題で、基準、判断はどうするのかということも含めて、こういう回答がありました。基本的には協議会の中で特定空家の判断をするわけ

ですが、具体的にそれぞれどういう基準になるのかというのは、協議会の中での判断基準ということなので、ここに出されておりませんし、規則の中にも、それはありません。ただ具体的な数値とか判断基準について、協議会にお任せするということでいいのかどうなのか。全く執行側には数値のような、Ａがどういう場合、Ｂがどういう場合という、そういうのは本当にないのかどうなのかというのは、よく分からなかったというところです。第８条の協議会の構成なんですが、先般、山陽小野田市の空家対策協議会の案として資料が出されました。これはあくまで特措法にある項目をそのまま出したんだというふうに言っておりましたが、案として出されたというところに、ちょっと皆さんからのこだわりがあったんですが､これは規則に具体的に明記をするということについては、了解いただきましたが、問題は特措法にある議員の取扱い、市会議員をどうするかという点で、これまでは基本的に、審議会等については議会は出さないという申合せがあるわけですが、今回の協議会は基準の判定が中心なので、議員の取扱いについても少し検討する必要があるのではないかと思います。第８条の運営に必要な事項については協議会で定めるということで、これについては議会の側に修正をお願いしたいという執行からの提起がありました。これを具体的にどういうふうに修正作業をするかという点があります。第９条の情報の提供です。情報の提供は随時行う必要があるという提起に対して、調査をしない場合でも情報提供は行うんだということを言っておりました。これは特措法の第１２条の規定によりということで、特措法上の解釈では随時行うことができるんだというふうに言っています。ただ、特措法の解釈だけでいいのかどうなのかということですね。それから支援の問題です。廃屋の整理といいますか処分の問題についての支援は情報の提供、助言、指導ということでいいんですが、今回の条例改正全般を通じて、利活用が入っていないわけですね。結局、特措法に全部うたっているからということで、条例改正の中には利活用についてほとんど触れていなかったわけです。利活用をした場合に、この支援が情報の提供、助言、指導だけでいいのかどうなのかという問題も議論の中で具体的な問題点として出てきました。だから廃屋の処理の問題と利活用をどうするかという場合の支援は、少し意味が違うのではないかということで、これをもう少し、検討、研究が必要じゃないかなと思いました。その他の項の基本理念です。執行側の回答では基本理念は特措法の目的と同じなので、入れることについてはやぶさかではないという言い方をしました。ただ、いずれにしても条例の中に基本理念を入れるというのは、執行側を縛るということになるわけですから、議会が勝手に決めましたということで基本理念を入れる

というのはいかがなものか。当然執行側との協議とかいろんな作業の中で基本理念というのをどうするかという取扱いになるのではないかと思いました。最後に書いてある、基本的に空き家の利活用について、協議会や今後出される計画の中で具体化をすると言っているわけですが、基本的に全部先送りのような弁があるんですね。執行側に具体的な事業や計画について、本当にないのかという問題ですよ。それは条例改正ができた後に検討しますみたいな話があるんですが、そこら辺で、どうしても執行側の熱意、計画性、方向性がよく見えないということで、この点も若干違和感を持つ内容になっています。民福の空家条例の内容、審査については執行部内からも、実況中継を見られて、すこし話がかみ合っていないという印象を受けると、議論にですね。もう一つはなぜ規則の案がああいう格好でしか出されなかったのだろうかということで、やはり条例とセットのものだと、規則というのはね。だから考え方がよく見えないというのは執行部の中からも聞こえてきました。もう少し委員会としての議論の方向性と、執行部との再度の協議が私は必要じゃないかと考えていますが、いずれにしても、前回の審査経過をまとめたので、これについて御意見をいただきたいと思います。

矢田松夫副委員長　最終的に３０年の１０月と言われたよね､実施をするのが。それまで何をするんじゃろうかと思ってね。この条例が可決した後、協議会を作り、スタートするのが３０年の１０月と言われたんだけど、そこまで待たなくていいんじゃないかと思うんだけど。僕が言うのは全体的な話です。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　計画の策定が３０年の１０月ぐらいになるという回答がございました。

下瀬俊夫委員長　条例の施行は３０年の１１月じゃないわけよね。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　はい、そうです。

吉永美子委員　１条に関しては記載しても問題がないと言われていますけど、これについては是非、利活用ということを、特措法に載っているからということではなくて、前々から議論がありますように、市民が大きく関わってくることですので、きちんと市民が見て分かりやすい条例にしてほしいという思いがあるわけです。だから利活用をしていくんだというところは記載をすべきだというふうに思います。それが委員会修正とし

て出されるかどうかというのは別として。それは是非記載すべきだと思います。

三浦英統委員　利活用の問題なんですけど、結局、その他の中にも利活用の問題が出ているんですが、これ先ほど矢田委員も言われたように３０年の１０月でないと計画の策定ができないということなんですが、利活用というのは予算も伴うものですから、ここで入れておいたほうが予算的にも何をするにもいいんじゃなかろうかと思っています。１条の中で。

下瀬俊夫委員長　特措法にうたっているから条例にうたわなかったという言い方よね。全体的にそういう流れになっているんよね、特措法にうたっているから条例にうたっていないという、全体の流れなんですよね。ちょっとこれは吉永委員が言ったように、市民に分かりやすい条例にするという、委員会としてもっとはっきりさせていたほうがいいと僕は思うんですけどね。そのために目的にきちんとうたう、特措法で言おうが言うまいがうたうということじゃろ。

三浦英統委員　そういうことです。

石田清廉委員　第１条は条例の目的ですから、余り具体的に利活用の予算とか何とかということをここでは、目的としては利活用という目的の文言があればいいわけで、最終的には条例文書を読んでいると最後のところにも空き家の利活用について市の方向性、考えはあるのかという質問をしていますね。その辺りで具体的なものを載せるとしたら出していかないと。１条ではそういう具体的な数値が必要かどうかやね。

下瀬俊夫委員長　数値。

石田清廉委員　いやいや、おっしゃるように予算がどうこうとかなら、利活用という目的を明らかにするということでいいのではないか。

下瀬俊夫委員長　数値の問題を何か言った。

石田清廉委員　予算どうこうとか。

下瀬俊夫委員長　いやいや、目的にあったほうがいいんじゃないかというんじゃろ、予算化する上で。きちんと説明してください。

三浦英統委員　そうじゃなくて、利活用の問題については将来的に予算が伴うようなことが背負ってくる可能性があるんですよ。この利活用については何かにつけて、壊すことに対しても、転入促進の問題にしても、いろいろそのような問題で、要は予算的な問題が起こってくるので、その他に入れるよりも、１条の中で、目的の中で入れたほうがいいんじゃないかなと。ただ、ここで言う空き家の利活用うんぬん、詳しいことはいいですよ、利活用についてというようなことを入れておいたほうがいいんじゃないかなと、こう思っているんです。これは特措法でも入っているので、入れておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

下瀬俊夫委員長　石田さんは目的に空き家の利活用を入れることについては。

石田清廉委員　賛成なんですけどね。文言だけでいいんじゃないかと、そういうことね。利活用という文言が目的の中で明らかにされていれば、それで目的は達するでしょう。

下瀬俊夫委員長　第１条についてはいいですね。第２条について。規則をちょっと見てほしいんですが、規則の第４条ですね、特定空家等の通知。第５条、助言。第６条が勧告。第７条も命令ですから、基本的に特定空家に関わる問題ですよね。施行規則そのものは利活用についてほとんどないんですよ。

三浦英統委員　規則はほとんどが、この２条のことに関して入ると思うんですよね。最初から。だからほかのことが、次の協議会のことなんか全然入ってないと思うんですよ。ほとんどがこの特定空家と不適切空家のことが書いてある。この規則が。もう少し規則もほかのことが入れてもらいたかったんですけどね。

下瀬俊夫委員長　これね、済みません。これ、見る範囲でいうと、いわゆる助言指導までは基本的に行政がやるようになっちょるよね。それで勧告のときに協議会の意見を聞くということになっちょるよな。だから基本的に特定空家に至る、いわゆる管理不適切空家について、管理が悪いからといって通知を出して、指導まではするというのは、これは行政の責任になっちょるいな。あとは勧告というのは第６条で協議会を通じてやっていくと。協議会の意見を聞いてやると、こうなっちょるんやけど。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　特措法の１４条を見ていただけるとよろしいかと思いますが、特措法の第１４条で市町村は特定空家等に対して助言又は指導することができると書いております。そのあと、第２項において今度は必要な措置を勧告することができる。そして第３項で措置をとることを命ずることができるとありますので、この命ずるからは協議会の意見を聞くということではないでしょうか。命じた場合にその措置をとらなかった場合はもっと厳しい措置にいくようになっておりますので、最初の段階の助言若しくは指導については今までどおり市が行っていくということではないかと思われます。そこで改善されれば当然それ以降の措置にはつながらないのではないかと思います。

下瀬俊夫委員長　この時点ではまだＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄは関係ないんか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　特定空家に関する措置になりますので、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄでいえば恐らく一番悪い特定空家に該当するものが対象になるということだと思われます。

下瀬俊夫委員長　そうすると、あらかじめＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄの判断基準を持っとかないけんわけやな行政は。ということやろ。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　委員会の質疑の中で調査の仕様の中で、判断基準をたしか吉永委員が聞かれたときに、今は出すことができないですけどというような答弁もあったかと思いますので、調査を発注するときにはある程度の判断基準があるのではないかと思われます。それと前回の資料で、国の基本的な方針が出ていたと思うのですが、それが参考になるのではないかと思います。

三浦英統委員　この前､委員会の資料として第２条関係のあれが出ましたよね。これというのは行政は作るんじゃろうか。

下瀬俊夫委員長　行政が何。

三浦英統委員　これは今言う２条関係の委員会資料として出た２条関係。その特定空家なんかの基準。国が出した。これは行政と市としてはこれを踏襲のままじゃろうか。それともこれについて新たに市が作るかどうか。今の２条関係の。別に定めるとか何とかして。

下瀬俊夫委員長　今の資料、今日出した資料を見て。前回の執行部の回答ではこの判断基準は協議会で定めるということになっちょる。

三浦英統委員　市長が判断する。それは今度２条の今の規則と同じことやろ。ここに書いてあることは。ただこういう基準がないと分からんのやから、それを国の基準だけでやるんか、うちの中で新たに定めるんか。その辺なんですけど。新たに定めるんやったら別に必要はないんやけど、規則以外で。規則はあとの仕事の内容ですけど。

下瀬俊夫委員長　この判断基準というのはどういう意味でいっとるんかな。協議会で定めるというのは。

三浦英統委員　その辺がちょっと不明なんですよね。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　今、委員長がおっしゃるのは特定空家と管理不適切空家等の判断基準なのか、それとも特定空家の判断基準なのか。

下瀬俊夫委員長　そうそうそう。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　特定空家の判断基準は、前回の資料をちょっと見ていただきたいんですが、恐らくこれに沿ったものになると思われます。例えば建築物が著しく傾斜しているとか、基礎が破損しているとか、屋根とか外壁等が脱落、飛散するおそれがあるものとか、擁壁が老朽化して危険となるおそれがある、こういったものが恐らく特定空家に該当するものという判断基準になると思われます。

下瀬俊夫委員長　そうすると今回の資料の執行部の回答の中に、判断基準を協議会で定めるとなっているけど、協議会で判断するわけじゃろ。判断だけじゃない、基準はあるんじゃないんかね、そういう点では。

三浦英統委員　基準を定めるんじゃけど、ここに書いてある協議会で協議し、市長が判断する。判断基準を協議会で定め。だからこういうのを作る予定なんじゃろか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　恐らく作ると思われます。国の基準を参考に作られると思います。

下瀬俊夫委員長　そうやろ、だから国の基準を参考にしている判断基準があるわけよな。（「はい」と呼ぶ者あり）その判断基準に基づいて協議会に掛けるわけじゃ。それで特定空家を協議会で判断して決めるということやろ。だから前前回のこちらの質問は特定空家等の判断は誰が行うのかということやったわけ。今回の回答の中で判断基準を協議会で定めるとなっているけど、判断基準はあるわけだからそれを結局特定空家かどうかを判断するのが協議会でやるというふうに理解したほうがいいんじゃないかなと思うんじゃけども。（発言する者あり）いやいやそれはいいのよ、協議会で判断して決定したのを市長が追認するだけじゃからそれはいいんじゃけど、判断基準を決めるんじゃないんじゃないん。ちょっと細かいようじゃけど。

矢田松夫副委員長　判断基準というのは今もあるよね。対策委員会の中で今まで勧告、命令、公表とかそういう判断材料に基づいてそれをやった実績があるけ、今もあるよね。それを引用するじゃないんかね。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　今は条例上に記載してある家屋が管理不適切空家、前回ですと条例上は管理不全な状態ですか、空き家の、この条例上の判断基準が管理不全な空家の判断基準になっていると思います。

下瀬俊夫委員長　だからその中でＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄを付けるわけやろ、じゃないん。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　全ての空き家について調査すると言っておりますので、いいものがＡであれば、かなり悪いものがＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄどこまであるか分かりませんけど、特定空家に該当するようなものが一番悪い判断基準になるのではないかと思います。

下瀬俊夫委員長　だから、今回の回答で判断基準を協議会で定めるとなっているけど、判断基準を協議会で定めるわけ。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　前回の回答では３ページを見ていただいたらいいかと思いますが、協議会に話を聞く前に、判断基準というのを協議会のほうで定めていて、その判断基準によって特定空家という基準を決めながら協議会の中で特定空家になるかどうかの判断を協議していただいて最終的には市長が判断するというような流れになるようです。

ここからいって、判断基準というのを協議会のほうで定めるのだと思います。その判断基準というのは前回の資料の国のある程度の指針が特定空家の判断基準である。参考にですが、恐らく同じような判断基準になるのではないかと思います。

下瀬俊夫委員長　前回の執行部の答弁で、特定空家の判定については市長が独断的にやるわけじゃないと。問題は特定空家かどうかを判定するのは協議会の意見を聞いてやるんだとなっておるよね。その後の答弁で、それと協議会に聞く前に判断基準というのを協議会のほうで定めていてになっちょるよな。その判断基準によって特定空家という基準を決めながら協議会の中で特定空家になるかどうかの判断を協議してもらうんだと。そして最終的に市長が判断するという流れだろうと、こういうことやろ。（「何か変やね」と呼ぶ者あり）何で変ですか。変なら変と言ってください。

三浦英統委員　判断基準というのは基準を作っているから、それを・・・。

下瀬俊夫委員長　だからもう事前に決めておくということやな。判断基準をな。協議会でな。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　恐らくそうだと思われます。ここの第２条のところは、言葉の定義の問題ですので、特定空家等というのと管理不適切空家等というのが結局皆さんが理解できて、これでよろしいかどうかというところが話になろうかと思います。

下瀬俊夫委員長　だから特定空家というのはよっぽどの空き家だということやろ。そういうことじゃないんですか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　前回の答弁の中では、直ちに倒壊とかのおそれがなくて、放置してもとりあえずが問題がないというのが管理不適切空家という答弁がございました。具体的にはランク付けがあって、特定空家には該当しないけども管理がちょっとよくない空き家というのが管理不適切空家に該当するというような答弁もございました。

下瀬俊夫委員長　だからここはさっき言ったように、特定空家と管理不適切空家との言葉の問題と、どうやってこの特定空家を判断して、それを市長が判断するのかという手続の問題できちんと理解してもらったらと思っ

ていますが。

石田清廉委員　ちょっと曖昧でどうもすっきりとしない。特定空家も管理不適切空家も時間の問題でこれが移行すれば特定に移るのか。いわゆる条件の中に何年以上経った空き家であるとか、全然連絡が取れないいろいろな難しい問題があるというものを特定にするのか、その辺の判断がどっちとも取れるような言葉で書いているから非常に困るんですけども、それを判断する基準としては特別な人が調査するわけでしょ。情報に基づいて、その現場を見て、その現状を見て、これは特定に当てはまる、いやこれは、というような判断、特別な調査、そういう手続はうたわれていますかね、この中に。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　法に基づく調査を行いますので、そこで現況を把握して特定空家に該当する、しないというのを判断するものと思われます。特定空家の判断基準を協議会で定めると先ほど申しましたけども、国のほうからある程度指針が出ておりますので、その基準に従って恐らく特定空家に該当する、しないを判断されるものと思います。その中で当面取りあえず放置しても問題のない、ただ管理がよろしくない空き家というのを管理不適切空家等ということに認定して、今は第9条で情報の提供、助言、若しくは指導を行うと規程しております。

下瀬俊夫委員長　疑問の余地なく議論を尽くしましょう。所有権の問題うんぬんは基本的に僕は関係ないと思うんですよね。

石田清廉委員　そうするとね、判断基準をここでは協議会で定め、協議会で協議し、最終的には市長が判断すると書いてありますけども、情報を専門家が調査して情報が出ましたと。その情報に基づいて判断基準をするのか、協議会が。そして最終的に市長の審判を仰ぐというか、市長の決裁を仰ぐというかね。そういうことなのか、それとは別個に初めからもう判断基準をこういう場合はこういう点数を付けますというような判断基準を、文章を協議会であらかじめ作っておくのか。それに基づいて調査されたものを照らし合わせて、これはこっちに入るということでやる作業なんですか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　済みません、具体的な作業はちょっと答弁がなかったので協議会の設立と同時進行で調査を行いながらそういう話をしていくということだったので。ちょっとあらかじめ決められてい

るのかどうなのかというのは不明です。ただし調査する時点である程度のランク付けというか、どのような家がどこに該当するという判断基準はある程度業者さんには示されるのではないかというふうに思います。

三浦英統委員　ここに特定空家等と管理不適切があるんですけど、通常管理不適切の空き家ね、これについては協議会で協議するんだけど、特定空家の中、空き家でも三つ書いてあるんだけど、特定空家も管理不適切空家と同じような状況のような感じで条例の中書いてあるんですけどね、ここの今言う資料、国から出た資料ね、これは結局管理不適切空家っていうんかな、これのことだけのことやろうか、それとも特定空家のことも含まれちょんやろうか。この辺がちょっと前から議論皆がしよっちゃったんだけど、ちょっと分かりづらいんです。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　そもそも条例上に書いてある特定空家と管理不適切空家の違いというのが分かりにくいから、執行部に説明を聞く事項に挙げておりました。今見られておる国の指針ですね、これは全部特定空家に該当します。(「特定空家やろ」と呼ぶ者あり) これは特定空家に該当するものの国の指針です。ここまでいかないけども、管理が不全なものが管理不適切空家等に該当するということです。(発言する者あり)

下瀬俊夫委員長　だから今日それをはっきりさせようということだから、どうぞはっきりしてください。分かるまでやってください。

三浦英統委員　特定空家のこの国の基準とやね、うちがいう管理不適切な空き家との違いが国が出しておるんで、通常はこういう (「いやいや」と呼ぶ者あり)それをまた新たに協議会で協議するんだと、こういう話やった。

下瀬俊夫委員長　管理不適切空家っていうのはうちの条例上の話だから。

三浦英統委員　国も出しちょる、そういう考え方。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　国はあくまでも特定空家しか出しておりませんので、今三浦委員が見られている資料の空き家等の上の部分、これが国が考える特定空家等とその他の空き家の図です。その下にありますのが条例上の考え方で特定空家の周りにそれに至らないけども、管理不適切な空き家があって、その周りに普通の空き家がありますというよ

うな図になっております。

下瀬俊夫委員長　特措法とちょっと違うんよ、うちの条例は。そこをちょっと理解しとかんと。

三浦英統委員　その辺なんですよ。ここでいう管理不適切空家の問題が国がいう特定空家と同じような考え方になっているんだけど、新たに協議会でその特定空家の中でこれはどうですかっていうのを執行のほうは協議会に諮問するんよという考え方でいくんなら意味分かりますよ。そういう諮問ですよと、こういうことがあれば。そういうことは全然この前からの話聞いてたらないんですよね。

下瀬俊夫委員長　それは議論しているよ。

三浦英統委員　不適切空家についてはここの協議会に諮りますと、こういう…

下瀬俊夫委員長　いやいや不適切空家については協議会に諮らないんですよ、特定空家だけなんですよ、諮るのは。

三浦英統委員　ということは全部諮るということじゃあ。特定の…

下瀬俊夫委員長　そんなことはないっちゃ。それは違う。ちょっとそこら辺がもし理解できてないんだったらきちんと理解せんといけん。

三浦英統委員　僕はあの辺管理不適切なほうとこう思っちょった。その辺の区分がどねえやって作るんやろうかと思って。

下瀬俊夫委員長　５５分まで１０分休憩します。

午前１０時４７分　休憩

午前１０時５５分　再開

下瀬俊夫委員長　委員会を再開します。ちょっと第２条でつまずいて先に進めんようになったんで、ちょっと時間的な問題もありますから、今日提起

されている問題で、具体的に前回の回答以降、だから第１条とか第８条ですね、こういう格好で執行側からもう具体的に委員会修正についてオーケーをもらっている部分は一応いいんですが、その他のところ、例えば基本理念をどうするかという問題とかあるいは協議会の中に議員を入れることについてどうするかとかですね。ちょっとそこら辺でもし皆さんのほうで御意見があれば。あるいはその他のところで御意見があったら先に進んでそういうとこについては具体的な御意見を頂きたいと思います。

矢田松夫副委員長　基本理念はこれでいいんじゃないかね、別に執行部の回答で。それから協議会の件はですね、議員入れるか入れんかって、これは審議会でないからいわゆる情報提供、情報収集の場だから、別に議員を入れても支障はないだろうということで、最終的には市長が決裁をするという、特定空家の判断については市長が判断をするんだから、僕は入れても支障はないと思います。例えば美祢線、小野田線の利用者協議会の中では産建の委員長も委員として入っているぐらいだから、支障はないだろうというふうに私は思います。

吉永美子委員　先ほど基本理念で矢田副委員長からこれで問題はないということで、どういうふうに理解していいのかなと思ったんですけど。入れることに関しては問題ないということは、基本理念をうたってもいいという考え方でしょうか。逆にお聞きしたいんですけど。

矢田松夫副委員長　基本理念を規定すべきではないかという中で目的と同じ内容だから入れることに関して問題ないというのは、特措法の第１条で同じ目的だから入れなくてもいいんじゃなくて、あえて入れるべきだと、今回の条例に。ということで言ったんです。入れんじゃなくて入れてもいいんだと。同じ内容でも入れるべきだというふうに言ったんですが。

吉永美子委員　じゃあ基本理念は入れたほうがいいという考えということで理解させていただきます。私も前から申し上げているようにできればやっぱり基本理念というのはきちんとうたっていくことにより、やはり市の方向性、考え方がはっきりするのではないかと思っているので、基本理念はあるべきと思っています。それと議員についてはこれは入らなきゃいけないとも思っていないし､入っちゃいけないとも思っておりません。先ほど副委員長言われたように市長の考えがあられるでしょうから、議員は選択は市長に任せるとして、議員が入るべきではないという考えは

少なくともありません。

三浦英統委員　今の協議会の中なんですけども、１条の中に空き家の利活用というのが入れば予算的な問題が生じてくるんで僕は入るべきじゃないと思うんですけどね。

下瀬俊夫委員長　入るべきじゃない。

三浦英統委員　予算が入らんほうがいいんじゃないかなと。予算的な問題が生じてきたときに…

下瀬俊夫委員長　基本理念についてはええかね。

三浦英統委員　基本理念についてはですね、ここへあるように目的の中にあるとこういうことだから、僕はあえて入れなくてもいいんじゃないかなと思ってはおるんですけどね。

石田清廉委員　基本理念はね、執行部の回答で入れることに関して問題ないということですから、入れましょう。

下瀬俊夫委員長　僕は基本理念を入れる場合、さっきちょっと言いましたが、議会が勝手に入れるというわけにはいかんので、もし入れる場合でも執行部ときちんと調整した上でね、やるということになると思います。それから議員を入れるかどうかという問題について、もし今言われたように市長の判断ということですが、市長が判断する場合でも、きちんと議会側にその旨を伝えて、これこれしかじかで議員が入ったほうがいいんだということをきちんと議長宛てにでも要請してもらう必要があるんじゃないかなというふうに思うんですね。だからこれまでの申合せの関係もあるんで、さっき三浦さんも言われたような手続も要るんじゃないかというふうに考えています。第９条の問題、第９条というかね、今回の条例改正で全体的にね、利活用について全部特措法に委任されていて、その関係でほとんど具体的なものが何も出てきてないわけです。ところが結局情報の提供、助言、指導というのが基本的には特定空家に対する取扱いの関係で出されてきている。いわゆる支援と同じことなんだと言い方なんですね。ところがその今言ったように利活用の関係で単なる情報の提供、助言、指導ということが支援に当たるのかどうかというね、ちょっとそこら辺のね、確認がもう少し要るんかなというふうに実は思

ったんですね。ちょっとそこら辺が今回の条例提案の中でよく分からないという面がもう少しあるかなと思いました。その他のところで。今の件でもう少し議論をしとけばいいというようなことが何かありましたら。

三浦英統委員　９条の支援の問題ですね。支援が入るということになると、利活用が特にどんどん進んでくるというのがあると思うんですよ。支援が入るということは。というのは人口定住の問題その他が含まれてくるんじゃなかろうかとこう思うんですね。そういうのも含んでくるから、予算的には膨らんできます。だから執行としたらこの支援というのは入れたくないだろうと思うんですけどね。議会側としたら支援は入れたいと思うんですけどね。

矢田松夫副委員長　結局私も何回も言ったんだけど、今までの条例の中で必要な支援というのがあって、今回は口は出すけど、物は出さんというような感じっていうんかね、情報、助言、指導というのは口じゃあね、早よ言やあ。物っていうのはないわけいね。だからやっぱり活字できちんとして支援というのをやっぱり明記すべきだというふうに私は思います。これは必要と思います。

石田清廉委員　条文が言葉として７条のところにある、ちょっとその他に関わるから、７条には市長は法第６条第１項の規定に基づき山陽小野田市空家対策計画を定めって書いてますいね。市長が定めると書いてあるね。こちらの今のその他の表のところを見ますと、空き家の利活用について協議会は空家対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う、協議会でこれ空家対策計画を作るんですか、それとも市長があらかじめこういう計画を策定するんですか。これ両方協議会でもやるわけですか。（発言する者あり）協議会で先に作るんです。（発言する者あり）作って市長が判断する。（発言する者あり）この２ページには市長が作るようになっているよね。条例改正案の空家対策計画というとこあるよね、市長は対策計画を定めって書いていますよね。ここでは市長が定めるようになっているね。ちょっと確認です。それでそれを受けて第８条には協議会のところでさっき言った第７条第１項に規定することに関して、対策協議会、この市長が必要と認める事項に関する協議を行うため、山陽小野田市空家対策協議会を置くって書いてあるね。だから市長が考えを提案するために、協議会をそこに置くって書いてある、解釈でいいんですよね。今対策計画を作るとするわね、それは市長が提案するのか、しかし市長が提案するためにそのいろいろ協議をするための下に協議会とい

うものを設置してそこで対策計画を練るということですか。ちょっと執行部に聞くようで申し訳ないけど。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　条例上ありますとおり、協議会で協議して、できあがったものを市長が決定するということになろうかと思います。

三浦英統委員　今石田さんの言われた協議会、委員は３項、いや４項か、４項５項なんですけどね、前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営については、必要な事項は規則で定めると書いてあるんですけどね。あんまりこの規則の中に入ってないんですよ。その辺の解釈と規則にあんまり入ってきてない。先ほど言われた２条の関係ですかね、あのぐらいしか書いてないんですよ。いっぱい書いてあるのは２条関係。

下瀬俊夫委員長　基本は、特措法じゃからね。

三浦英統委員　なんかね、その辺の解釈がいよいよちょっと難しゅうて。

下瀬俊夫委員長　だから、両方兼ね備えて、議論してくれと。読み込んでくれと。こういう話じゃから。

矢田松夫副委員長　石田さんが途中で出したけど､また三浦さんが言うたけど、僕が言うたのは、必要な支援のところを今さっき言いよったわけ。それを会議せんとまた違う今ところへ行ったから。それをどうするかやけ。

下瀬俊夫委員長　だから、解釈とすれば指導、助言。これが支援だって言い方しているわけだけど、矢田さんが言う支援というのは別の支援だっていうことでしょ。

三浦英統委員　僕もそう思う。

下瀬俊夫委員長　いやいや思うのはええっちゃ。ただ、その執行部の解釈が今言ったように指導、助言なんだと、支援というのはということになっているから、だから同じ言葉で、じゃあこれ違うんだって言うんだったらやね、全く違う文言を持ってこんにゃいけんわけじゃ。

矢田松夫副委員長　宮崎県の資料だったら、指導その他必要な支援を行うこと

ができるというふうに修正している。だから、提供、助言、指導以外。旧条例でそれはあったわけで、何かと言ったら、例えばお金を貸すとか、器具を貸すとか貸し出しするとか、そういうのは必要な支援ではないかとこう言っているわけ。いわゆる適正な管理をするがための支援を条例に盛り込むべきだということです。

下瀬俊夫委員長　そこは、どうなんかな。執行側の回答と若干ずれがあるんじゃないかな。そう思わん。

中村議会事務局長　現条例を作るときの回答と支援の回答がそうだったよということ。そこが変わっている。

矢田松夫副委員長　だから後退しているんじゃないか。

中村議会事務局長　後退しています。

下瀬俊夫委員長　ただ、執行側の回答は「いや、後退していません。」とずっと言い続けている。

中村聡議会事務局長　いや、後退しています。

矢田松夫副委員長　そりゃ局長が言うとおり、後退している。そう思う。三浦さん思ってないんかいね。

三浦英統委員　いやいや、そりゃ思うよ。もう予算が絡んでくるから、行政としては入れたくないだろう。

下瀬俊夫委員長　いやいや、そういう問題じゃない。はい、ちょっとその件も今後執行部ときちんと協議をするときに出てくる話なので、もう少し。

矢田松夫副委員長　それで、今度石田さんと三浦さんの話に戻る。

下瀬俊夫委員長　はい。支援の件はいいですね。その他の支援という言い方なんですが。

石田清廉委員　その他の空き家の利活用について、一番下ね。このたびの執行部の回答では、基本指針や利活用については、計画で定めるとあります。

この計画とは、さっきから出ている山陽小野田市空家対策計画、このことを言うんですか。計画に定めると書いています。この山陽小野田市対策計画にうたうということですね。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　そのとおりでございます。

石田清廉委員　じゃ、その対策計画にそういうものを定めるために、今度は協議会が審議に加わるということでよろしいんですね。

下瀬俊夫委員長　ちょっと待って。条例の第７条ですね、市長は計画を定めるとなっていますよね。その問題と特措法第７条といわゆる条例の第８条ですよね。特措法の７条は協議会の中でも計画を作るということになっているよね。これはいいですか。その問題と条例の第７条の件。市長は計画を定めると。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　具体的な計画の中身について、市長も協議会の委員ではありますけども、その市長も含めた協議会の中で話し合って計画の中身について協議します。それで、実際に決まったものについては市長が決定するということになります。

石田清廉委員　具体的には利活用についてその計画の中にうたわれるということです。

下瀬俊夫委員長　ただ、協議会って諮問機関になるんですか。

中村議会事務局長　協議会は市長も加わっておりますので、諮問機関ではないです。

下瀬俊夫委員長　そうすると、この計画の策定は基本的に協議会が独自に作っていくということになるの。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　条例を見る限りそういうふうになります。協議会で協議するとなっております。最終的に作成するのは市長ということになっております。

三浦英統委員　対策計画とここでいう利活用計画。対策計画は市長が作る。利活用は協議会と思う。

下瀬俊夫委員長　対策計画は市長が作る。市長が定めると書いてあるだけだから、市長が作るとは書いていない。協議会で作成するとなっている。

三浦英統委員　第７条では山陽小野田市空家等対策計画を定め、同条第２項に規定する空家等に関する事項のほか、市の講ずる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。ここではこう書いてある。この前の回答は、空家の利活用の問題については、基本指針や利活用については計画で定めると書いてある。どっちなんかピンとこんのです。

下瀬俊夫委員長　空家等対策計画のことやろ。市長が定める。作るのは協議会ですよ。

吉永美子委員　利活用も含めて計画の中で、執行部の回答のように基本指針、また利活用について空家等対策計画の中でうたっていくわけじゃないですか。それをいろんな方が入られた協議会の中で作るのであって、市長が勝手に作るわけではないわけですよね。ここで１点思ったのは、先日、私の記憶が確かならば、清水次長のほうで、市町村となっているのが市長となっていると言われたことがあって、この辺というのは、今お話が出たから改めて見て、疑義を感じて、宇部市も市長という言い方しているんですけど、これは問題ないんですか。市町村長はと書いてないわけですよ、特措法第６条に。ちょっとぶり返して申し訳ないけど、その辺というのは議論なかったけどよかったでしょうか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　確かにその点については疑義がありますので、別の機会に執行部に聞かれてみてはどうかと思います。

下瀬俊夫委員長　村を外したということやろ。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　特措法の第６条で市町村、これは国の特措法ですから、ここで市町村が決めるとなっていることに対して、市の条例では市長になっているので、それがいいのかどうなのかという疑問についてはちょっと即答できません。

下瀬俊夫委員長　何で、市の条例だからそうやろ。市の条例で市町村としたらおかしいやろ。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　市の長、市長が定めるのか、それとも市が定めるのかというような質問だったと思います。吉永委員の質問は市が定めるのか、市長が定めるのかという御質問です。

中村議会事務局長　市が定めるということは基本的に市長が定めるということですから、条例の場合は市長が定めるとするのが通常だろうと思います。問題はないと思います。

下瀬俊夫委員長　第７条の中に市長はという言葉で始まるけど、その２行目に市の講ずると、これは市になっているよね。これは当然のことなんだろうけど、市長の講ずるというのはおかしいよな。だから市が講ずるよね。疑問のところはきちんとしたほうがいい。ただ、今言われたように市長も市も一緒だということであれば、こういう書き方でもいいかなと思うけどね。

三浦英統委員　要はここで空き家の利活用の問題。それからもう一つが２条の関係。これは判断の基準とかいうのは協議会で協議して作るんよと、こうなっているんだけど、ここのその他の空き家の利活用の問題については条例の７条で市長はとこうあるから、市が作るんですよ、この計画は。これは別々のものの考え方と思っていいわけですか。今の２条の問題とこの（「２条」と呼ぶ者あり）２条は規則やらで皆出ている問題よね。判断基準とかいろんなことを協議会で協議するんだけど、ここで言う市長は空き家等の対策計画を作るのは、あくまでも行政が作って、それは協議会にこういうものができましたがどうですかというのは出すだろうけど、あくまで市が…

下瀬俊夫委員長　諮問機関ではないんだとさっきから出ている。だから行政が作って諮問するわけではないんだという話。

三浦英統委員　そういう解釈でいいの。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　協議会が何をするかですが、空き家の利活用も含めて対策の計画を協議します。それから、それとは別に特定空家の判断基準であるとか、そういったことも協議します。ですから２条の関係でいえば、特定空家ではないかどうかの協議は協議会で行います。

三浦英統委員　協議すると書いてあるけど、第７条と資料の空き家の利活用の

問題と、ちょっと矛盾しているような気がするので。

下瀬俊夫委員長　資料というのは今日の資料かね。質問の意味がよく分からんのじゃ。分かるように言ってください。

三浦英統委員　要は第７条の対策計画は市が作りますよと、こういう書き方がしてあるんですよ。ですが、今日出てきた、その他の中の空き家の利活用について、利活用のことだけは協議会に図って協議をすると、こういうような書き方が書いてあるんですが、ここの条例の７条と今日の資料とちょっと話が違う。

下瀬俊夫委員長　三浦さん、もともと地方公務員だったよね。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　もともとその他に書いてあるのは他の条例に属さない若しくは全体に係ることについて、例えば基本理念はどうであるかとか、空き家の利活用について全く定めてないけど、市の体制はどうなのかということだけについてまとめてあります。協議会は空き家等の対策計画の作成、変更並びに実施等の協議を行いますが、この中には空き家の利活用について以外にも特定空家をどうするかというような空き家対策も協議会では協議いたします。その他協議会の役割としては、市長が必要と認める事項に関する協議を行うという中に恐らく特定空家の判断とかそういったところも入ってくるのではないかというふうに思います。空き家の利活用だけを協議会が協議するわけではございません。

三浦英統委員　意味は分かるんだけど、書いてあることとちょっと違うんじゃないかな。

下瀬民生福祉常任委員長　違う。疑問の中身がもう少しよく分からんね。整理されんから。結局、条例第７条、市長は定めると。市長は決めるとは書いてない。市長は定めると書いてあるわけ。それから、特措法の第７条、協議会で計画を作成するとなっているわけ。その他のことについても協議を行うとなっているだけど。これはなんか矛盾があるかいね。

三浦英統委員　ピンとこなかった。協議会で定めるのは２条関係が非常に多い。２条は協議会でやりますと。

下瀬民生福祉常任委員長　特定空家ね。

三浦英統委員　ほかのことについては、今言う計画の中で市長が定めるんだと。ただまあ、協議会に本当に諮るのかなと、ちょっとその辺に疑問があったんです。

下瀬民生福祉常任委員長　協議会の中身ね。いいですか。今の協議会と市長との関係はいいですか。ほかにありますか。いいですか。この検討事項以外で何かありますか。さっき言わなかったかいな。そしたらですね、この次は執行部も呼んで、今のような疑問をもう少しきちんとしたうえで、できれば定例会までには一定の結論出したいなと思っています。できれば、この次の委員会は臨時議会の会期中にやったらどうかというふうに思うんですが、まあ民福は基本的にないので、日程的にはどうなんかいね。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　検討させてください。

下瀬民生福祉常任委員長　何かありそうかね。定例会まで少し時間がありますので、それまでの間にやりたいと思います。今日の質疑を受けてもう一回ちょっと整理して、また提案をしたいと思います。ほかになければ以上で今日は終わりたいと思います。いいですか。それでは以上で委員会を終わります。

午前１１時３５分　散会

平成２９年５月１９日

民生福祉常任委員長　下　瀬　俊　夫